社会福祉法人とちぎYMCA福祉会 理事・監事・評議員 名簿

≪2020年11月現在≫

(敬称略)

理事·監事

任期/2021年(令和3年)6月開催の定時評議員会終了まで

	役 職	氏 名	住所	備考
1	理事長	上野 順一郎	宇都宮市	理事長
2	理 事	大久保 知宏	宇都宮市	
3	理事	金澤 林子	宇都宮市	
4	理 事	古山 滋美	宇都宮市	
5	理事	鈴木 伊知郎	宇都宮市	
6	理 事	中村 俊幸	宇都宮市	
7	理事	七井 千恵子	壬生町	
8	理事	山田 公平	宇都宮市	
9	理 事	藤田 昭子	宇都宮市	
10	業務執行理事	塩澤 達俊	宇都宮市	常務理事
1	監事	鷹箸 孝	鹿沼市	
2	監 事	石飛 雅代	宇都宮市	

評議員

任期/2021年(令和3年)6月開催の定時評議員会終了まで

	役 職	氏 名	住所	備考
1	評議員	金田 美穂	宇都宮市	
2	評議員	菊池 孝治	宇都宮市	
3	評議員	齋藤 康通	宇都宮市	
4	評議員	斎藤 要士	宇都宮市	
5	評議員	髙髙 義男	宇都宮市	
6	評議員	舘野 澄子	宇都宮市	
7	評議員	南部 利行	宇都宮市	
8	評議員	山口 俊一	宇都宮市	
9	評議員	山口 佳子	宇都宮市	

社会福祉法人とちぎYMCA福祉会

理事及び監事並びに評議員に対する 報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条(2)に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等と 費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第9条及び第23条に基づき、この法人における理事及び監事並びに評議員の報酬については、その地位にあることのみによっては支給せず、無報酬とする。

2 この法人の使用人(職員)を兼務する理事に対しては、使用人としてこの法人と雇用契約を結んだ職務の勤務実態に即して、この法人の給与規程に基づき、給与、賞与及び退職金を支払うものとする。

(費用)

第3条 理事及び監事並びに評議員が、職務の遂行に当たって発生した出張等の旅費(宿泊費、交通費を含む。)等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(変更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を受けなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。